

【令和８年熊本地震に関する重要なお知らせ（令和８年７月２９日）】

「令和８年熊本地震」に係る特殊車両通行許可事務の取扱いについては、当面の間、特殊車両の通行が、被災地域（※）の早期復旧や物流確保等の観点から、令和８年熊本地震による被災地域の災害復旧工事に必要な貨物や機材、支援物資を運搬等する必要があつて、通常の手続きでは災害復旧工事の施行や支援物資の運搬に支障を及ぼす等緊急性のある場合には、別添の様式を申請書に添付の上、申請先の事務所に電話等でご連絡頂いた申請について、最優先で処理を行うこととします。なお、オンラインで申請される場合は、「申請書入力方法選択画面」で「災害時優先処理を希望する」ボタンをチェックのうえ申請書の作成をお願いします。

ただし、災害復旧対応等のため迅速な事務処理ができない可能性がありますので、ご理解をお願いします。

また、本取扱いは令和９年３月３１日までに申請し、電話等でご連絡いただいたものを対象とさせていただくこととします。災害復旧の進捗や本取扱いの状況を鑑み、期限を延長する場合があります。

（※）被災地域：災害救助法適用市町村

[参照]内閣府 防災情報のページ 「災害救助法の適用状況」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※ なお、関東地方整備局へのオンライン申請につきましては、システムの関係上、申請後に対応する事務所が確定した旨の連絡がメールでされますので、当該事務所に電話等でご連絡頂きますようお願いいたします。

<申請の際の留意点>

●申請内容について

現在、被災地の一部地域においては道路の損傷が発生し大型車両の通行が不可能であったり、現地道路管理者による通行の可否の確認（個別審査）に時間を要する可能性があります。

このため、当該地域を特殊車両で通行しようとする方におかれましては、貨物の減載、小型の車両による輸送への切り替え、道路情報便覧未収録道路や個別協議箇所を経路に選択しない等により、可能な限り当該地域の道路において「個別審査」が生じないよう、ご協力をお願い致します。

「個別審査」の有無は「簡易算定」により確認することができます。

●本取扱いの適用について

本取扱いは災害復旧工事に必要な貨物や機材の運搬、支援物資の早期輸送等で、通常の手続きでは間に合わない場合に適用するものです。更新申請や緊急性に乏しい新規申請など、標準的な事務処理期間を考慮して計画的に申請できるものに対しては適用しませんので、ご留意ください。

●許可証について

当該地域の道路は逐次状況が変化しており、許可条件にかかわらず、実際の通行が「制限」「禁止」または「不可能」となる場合がありますので、実際の通行に際しては現地の交通規制等に従ってください。

なお、あらかじめ迂回路が定められている場合は、迂回路を経路とした申請を行っていただきますようお願いいたします。